

三者連絡会（教授職員会、琉大労組、琉病労） ニュース 第44号 筋を通して頑張りましたが

2010年3月9日 事務局・琉球大学教授職員会（内線 2023）
E-mail kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/
琉大労組（内線 2024） 琉病労（内線 7-2099）

2010年度 職員就業規則等改正案 団体交渉終わる

三者連絡会では、昨年12月21日に大学当局より平成22年度職員就業規則等改正案の提案を受け、ニュース43号でお知らせした団体交渉方針に基づいて5回（1月26日、2月3日、9日、16日、18日）にわたって大学当局と交渉を行ってきました。特に反対項目については粘り強く交渉を継続してきました。しかしながら、2月19日に交渉が打ち切れ、いくつかの反対項目についての就業規則改正が大学当局によって強行されます。次頁に反対項目の交渉結果をお知らせします。

なお、「8 職員退職手当規程 ...2) 退職手当支払い後に、在職中の懲戒解雇相当事由が判明した場合、退職手当を返納させる」については、1 懲戒処分相当の審査にあたっては琉球大学職員懲戒規定を準用すること、2 該当職員の退職手当の返納は退職日から5年以内に限り行うことができるものとする、の条件付きで合意に至りました。

また、「年次有給休暇の時間単位での取得は5日分を限度とする」の就業規則改正案は大学当局からの正式な提案に至らず、来年度も引き続き年次有給休暇すべてを時間単位で取得可能となりました。三者連絡会では、労働条件の悪化を招きかねない就業規則改正案の提案を阻止することができ、私たち職員のこれまでの権利を守る大きな成果を勝ち得たと考えています。

自宅にかかる住居手当が廃止されます 「実施し忘れてました」…無責任な発言も

「4 職員給与規程 ...1) 本給の調整額の調整基本額を改定する、2) 自宅にかかる住居手当を廃止する」、「12 非常勤職員給与規程 ...1) 非常勤職員給与額表を改定」は、昨年8月に行われた人事院勧告を理由に就業規則改正が強行されます。給与の改定は俸給表の一部で月額100円程度減額されるものです。交渉の中であきれたのが「自宅にかかる住居手当（新築または購入から5年間、月額2500円を支給する）を廃止する」についてです。昨年11月18日の給与規定改正の説明会では、住居手当の廃止は平成22年4月に実施すると説明がありました。今回の交渉の中で、大学当局は改正理由の説明において「本来昨年12月に実施すべきところを実施し忘れていました」と発

言。忘れていました…の無責任な発言から、そもそも就業規則の改正に人事院勧告を根拠とすることの合理性や強制力がないことが明確になりました。

附属学校教員の義務教育教員特別手当が減額されます 大学当局から矛盾した発言も

「4 職員給与規程 ...4) 教員特殊業務手当及び義務教育教員特別手当を改定する」では、附属学校教員の義務教育教員特別手当が減額され、教諭一人当たり年間約3万円の給与減額となります。交渉では、義務教育教員特別手当の減額に反対し、同時に附属学校教員の労働環境と処遇の改善を要求してきました。最終的に大学当局は、減額は強行するものの、附属学校の研究校としての特性と公立学校との違いを認め、今後労働環境と処遇の改善に努めることを約束しました。ところが、2月22日の就業規則等改正説明会では、附属学校教員の労働環境と処遇についてすべて公立学校並みでよいと、団体交渉とは矛盾した発言を繰り返しました。大学当局の発言は学長の発言でもあります。附属学校の設置目的は公立学校とは明らかに違っており、学長が教育研究を担う附属学校の労働環境と処遇について公立学校とイコールと考えていることは極めて遺憾です。

来年度から新規採用される非常勤職員について、その給与が定額化されます 大学当局から合理的な改正理由示されず

「12 非常勤職員給与規程 ...2) 一般職本給表（一）又は（二）の適用を受ける非常勤職員の給与を定額化する」では、来年度から新規採用の非常勤職員の給与が「20歳未満750円（時給）、20歳以上30歳未満850円、30歳以上950円」と定額化されます。現行の非常勤パートタイム職員の最高時給が1,072円であることから、減額改正であることは明らかです。大学当局は最初に、九州地区国立大学法人11校の定額化状況を示し、7校で定額化が行われている、つまり「他大学横並び論」を説明してきました。また、改正を必要とする琉球大学の経営的理由は無く、さらに来年度の大学運営交付金配分額も大学運営予算も決定していないとのこと。このような状況で、

私たちの給与の減額改正が行われようとしている大学当局のずさんな運営状況にあきれるばかりでした。定額化のもう一つの理由として、大学当局は書類審査における事務簡素化をあげましたが、簡素化によってもたらされるメリットについて客観的な根拠は何も示されませんでした。三者連絡会では、団体交渉後半、定額化を強行するなら設定給与額を引き上げるよう要求しました。その要求の根拠のひとつとして、沖縄県の最低賃金 629 円とほぼ同じ 630 円（熊本県）の熊本大学では、一般職本給表（二）において「23 歳未満 840 円、23 歳以上 31 歳未満 1,040 円、31 歳以上 1,210 円」と琉球大学より高い給与額が設定されていることが挙げられます。

交渉期限まで粘り強く交渉を継続しましたが、大学当局から合理的な改正理由が示されないまま、非常勤職員の給与の定額化が強行されます。この定額化は、来年度新規採用者から適用され、現職の非常勤職員には適用されません。現職非常勤職員の給与定額化による不利益変更を阻止できたことは三者連絡会として大きな成果と考えますが、大学当局自ら定額化によって「同一労働同一賃金の原則」を崩壊させる、極めて危険な就業規則の改正といわざるを得ません。

任期制導入 … 「助教・准教授も意見を述べて記録に残る場がある」 !! 医学部では全教職員による民主的運営だったの !?

「7 大学教員の任期に関する規程 … 1) 分子生命科学研究センターと熱帯生物圏研究センターの統合に伴う改正、2) 大学院医学研究科細菌学助教を任期制とする、追加項目 3 大学教員の任期に関する規程 … 1) 医学研究科の部局化（講座化）に伴う改正」によって、大学院医学研究科細菌学助教に任期制が導入されます。私たち三者連絡会では、今回だけでなく、これまでもプロジェクト以外の任期制度導入に断固反対の立場で団体交渉を行ってきました。

大学当局は、医学部教授会決定を理由に任期制の導入を強行します。三者連絡会は団体交渉の中で、任期制導入に至った経緯の説明を求めました。経緯の説明の中で大学当局は、「医学部の教授会には全教職員の意見が反映されており、今回の任期制導入は民意に基づいた決定である」、「医学部では教授以外にも教育研究について自らの意見を主張する権利と場所が確保されている」と現状とはかけ離れた見当違いな説明を繰り返しました。医学部の教授会は、全教員で構成される他学部の教授会とは異なり、教授のみで構成・運営されており、全教職員の民意が反映されているわけではありません。

また、「医学部の助教には、医療機関を転々とする医師が配属されており、任期制を導入しても問題はない」と、医師免許がなければ助教をしてはいけないとも受け取ることができる許し難い説明を繰り返しました。任期制導入に至った経緯として正当な理由は全く示されず、このような事実とは違った説明に終始し、学部の現状を知ら

ないまま大学運営を行う大学当局のずさんな状態が今回の交渉で明確なものとなりました。

反対していた項目の交渉結果

（合意の項目はニュース 43 号で御確認下さい）

4 職員給与規程 … 1)2) 人勤を理由に交渉打ち切り改正強行、4) 打ち切り改正強行

- 1) 本給の調整額の調整基本額を改定する
- 2) 自宅にかかる住居手当を廃止する
- 4) 教員特殊業務手当及び義務教育教員特別手当を改定する

5 職員休職規程 … 取り下げ

- 1) 休職復帰から短期間で再度休職した者について休職期間を通算する

6 一般職員再雇用規程 … 1) 取り下げ

- 1) 再雇用者の選考基準に勤務成績を加える

7 大学教員の任期に関する規程 … 1)2) 教授会決定を理由に打ち切り改正強行

- 1) 分子生命科学研究センターと熱帯生物圏研究センターの統合に伴う改正
- 2) 大学院医学研究科細菌学助教を任期制とする

8 職員退職手当規程 … 2) 条件付きで合意

- 2) 退職手当支払い後に、在職中の懲戒解雇相当事由が判明した場合、退職手当を返納させる

10 非常勤職員人事規程 … 取り下げ

- 1) パートタイム非常勤職員に雇用期限を設ける

12 非常勤職員給与規程 … 1) 人勤を理由に打ち切り改正強行、2) 打ち切り改正強行

- 1) 非常勤職員給与額表を改定
- 2) 一般職本給表 (-) 又は (二) の適用を受ける非常勤職員の給与を定額化する

13 過半数代表者の選出に関する規則 … 取り下げ

- 1) 過半数代表者に任期を付す等の改正

14 過半数代表者との協定（平成 22 年度）…5) は 6.1) の取り下げにより合意

- 5) 再雇用者の選考基準等に関する協定書

改正案追加項目（1 月 18 日追加）

2 職員給与規程 … 2) 取り下げ

- 2) 管理職手当支給対象者を見直す

3 大学教員の任期に関する規程 … 上記 7-1)2) に関連して打ち切り改正強行

- 1) 医学研究科の部局化（講座化）に伴う改正

以上の交渉結果を受け、労働者の代表となる過半数代表者を、千原事業所と上原事業所それぞれから選出するための投票が下記の日程で行われます。年度末のため御多忙の日々を送られていることと存じますが、御協力よろしくお願い申し上げます。

過半数代表者選出選挙

投票期間 3 月 16 日（火）～ 19 日（金）
事業所内の各投票所にてお願いします。

代表候補者についてはニュース 45 号でお知らせします